

令和8年度 部活動地域展開推進事業費補助金 募集要領

山形市では、休日部活動の地域展開に向け、生徒たちの主体的な活動を促進するとともに、円滑な認定地域クラブ設立と持続可能な運営が行えるよう活動費等の一部について補助し、認定地域クラブ活動を支援します。

1 認定地域クラブ活動設立・運営補助

認定地域クラブの自主的及び主体的な活動の取組を促進するとともに、円滑なクラブ設立と持続可能な運営が行えるよう活動等に要する経費の一部について支援します。

◆対象者◆

認定地域クラブ活動を実施する団体の代表者。

◆対象経費◆

次に掲げる休日の認定地域クラブ活動の実施に要する経費の合計額とします。

- | | |
|-------|-----------------------------|
| ・諸謝金 | 指導者等に対する謝礼を支払うための費用 |
| ・備品費 | 休日の活動に必要な備品の購入に要する費用 |
| ・消耗品費 | 休日の活動に必要な消耗品の購入に要する費用 |
| ・保険料 | スポーツ保険の加入に要する費用（団体加入のものに限る） |
| ・借損料 | 練習や会議等で使用する会場の借用に要する費用 |

※ただし、宿泊を伴う遠征や大会参加等により別に徴収する参加費等で賄う経費を除く。

◆補助額◆

「休日の地域クラブ活動の実施に要した費用（補助対象経費に係るものに限る）」から「参加費等の収入」を引いた額と「補助基準額」を比較し、いずれか少ない方の額を補助額とします。（補助基準額：スポーツ活動 112,000 円・文化芸術活動 122,500 円）

◆交付申請における提出書類◆

- (1) 認定地域クラブ活動設立・運営補助金交付申請書
- (2) 活動実施計画書
- (3) 活動実施予算書
- (4) 認定地域クラブ活動認定通知書の写し

◆実績報告における提出書類◆（令和9年3月10日まで提出）

- (1) 認定地域クラブ活動設立・運営補助金実績報告書
- (2) 活動実施報告書
- (3) 活動収支決算書
- (4) 次に掲げる支払いを証する書類の写し

- | | |
|-------|---------------------|
| ・諸謝金 | 謝金単価がわかる規約等、領収書 |
| ・備品費 | 見積書、請求書、納品書、領収書 |
| ・消耗品費 | 見積書、請求書、納品書、領収書 |
| ・保険料 | 申込書、請求書、領収書、保険加入者一覧 |
| ・借損料 | 見積書（会場申込書）、請求書、領収書 |

◆変更・中止◆

活動途中に、補助対象経費総額の20%以上の変更がある場合は、活動計画変更（中止）承認申請書を提出し、山形市から承認を受ける必要があります。

2 認定地域クラブ活動参加者支援補助

経済的に困窮する世帯の生徒が、経済的な理由により希望する認定地域クラブでの活動が制限されることのないよう、当該世帯の生徒がクラブ活動に参加するための経費の一部について支援します。

◆対象者◆

認定地域クラブ活動に参加する住民税非課税世帯（生活保護世帯を除く）の生徒の保護者。

◆対象経費◆

認定地域クラブ活動に参加するための参加料及び保険料。

◆補助額◆

18,800 円（上限額）の範囲内とし、実際に支払った対象経費の額とする。

※18,800 円＝3,000 円/月（参加料）×6 月分＋800 円（保険料）とする。

◆交付申請における提出書類◆

- (1) 認定地域クラブ活動参加者支援補助金交付申請書兼請求書
- (2) 地域クラブの規約

◆実績報告における提出書類◆（令和9年3月10日まで提出）

- (1) 認定地域クラブ活動参加者支援補助金実績報告書
- (2) 参加費等の支払いを証する書類

◆変更・中止◆

参加する認定地域クラブが活動を休止する場合または対象とする生徒が活動を休止する場合は、事業計画変更（中止）承認申請書を提出し、山形市から承認を受ける必要があります。

3 公認指導者資格取得支援補助

指導者としてのスキルアップを目指す指導者が、公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツコーチングリーダー」を取得する場合において、その費用の一部について支援します。

◆対象者◆

認定地域クラブで指導する指導者のうち当該資格の新規取得を望む者。

◆対象経費◆

(公財)日本スポーツ協会の「スポーツコーチングリーダー」資格取得に要する経費のうち受講料及びテキスト代。(補助対象額：18,040円)

◆補助額◆

補助対象経費の1/2に相当する額。

◆交付申請における提出書類◆

(1) 公認指導者資格取得支援補助金交付申請書

◆実績報告における提出書類◆(資格を取得した日から起算して30日以内に提出)

(1) 公認指導者資格取得支援補助金実績報告書

(2) 受講の決定を証する書類の写し

(3) 支払いを証する領収書等の写し(請求書及び領収書の写し)

(4) 当該資格を取得したことを証する書類の写し

◆変更・中止◆

受講申込み後に、受講しないことが明らかになった場合は、事業計画変更(中止)承認申請書を提出し、山形市から承認を受ける必要があります。

共通事項

◆募集時期◆

8月3日から受付を開始し、以降、随時募集とします。ただし、「公認指導者資格取得補助金」の受付は、12月8日まで(必着)とします。また、いずれの補助金も予算枠に達した時点で募集を終了します。なお、対象経費が助成の対象となるのは、交付決定通知日以降の活動に要した経費となります。

※受付は申請書の提出順とします(電話等での予約は受け付けられません)

◆留意事項◆

(1) 対象経費は、交付決定日以降の活動【指導者等への謝礼の支払いを伴う練習等、備品・消耗品の購入(発注・納品・支払)、保険の加入、賃借料の支払を伴う練習会場等の借上げなど】に要した経費が対象となります。交付決定日前に支払った経費は対象外となりますので、ご注意ください。

(2) 「公認指導者資格取得支援補助金」については、より多くの認定地域クラブの指導者に活用していただくため、補助金の交付を受けられるのは、1クラブにつき1名を限度とします。

◆補助金交付◆

実績報告書の提出後、補助金額を確定し「補助金の額の確定通知書」を申請者に送付します。申請者からの請求書の提出をもとに、指定口座に補助金を振り込みます。

(「認定地域クラブ活動設立・運営補助金」及び「認定地域クラブ活動参加者支援補助金」は補助金の交付決定後に請求書の提出をもとに、指定口座に補助金を振り込みます)

◆その他◆

補助事業者は、補助事業に係る関係書類及び帳簿書類を、補助対象となった年度の翌年度から5年間保存してください。

-- お 願 い --

提出書類については、Eメール又は窓口にご持参のうえご提出ください。(押印は不要となります。)

提出書類の様式については、市ホームページ「トップページ中メニューボタン」⇒「文化・スポーツ」⇒「部活動地域展開」⇒「部活動地域展開推進補助」からダウンロードしてください。

【市ホームページ URL <http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>】

【受付・お問合せ先】

山形市文化スポーツ部部活動地域展開推進室

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3-25

【TEL】023-641-1212(内線925・364)

【FAX】023-615-8452

【E-mail】nintei@city.yamagata-yamagata.lg.jp